保健・安全だより　11 月

インフルエンザ流行の時期を迎えました。
より一層の健康管理に努めましょう

雲雀丘学園中高校　保健室

コロナ？インフルエンザ？　Q&A

Q.発熱や咳、のど痛などの風邪様症状がでた場合は欠席しなければならないですか？

A.以上のような症状が出た場合は、学校をお休みし、コロナ・インフルエンザの検査をしてください。検査の結果が出るまでは、出席停止の扱いになります。検査の結果が陽性なら登校できません。出席停止になります。陰性なら登校できます。体調によって登校するかしないかを判断してください。出席停止にはなりません。

Q.本人でなく家族が発熱等の症状がある場合はどうしたら良いですか？

A.上記と同様、発熱等の症状がある家族の方は、コロナ、インフルエンザの検査をしてください。検査の結果が出るまでは、出席停止の扱いになります。検査の結果、コロナ陽性であれば、濃厚接触者ということになるので登校できません。コロナ陰性でインフルエンザ陽性又は両方陰性という結果であれば、登校できます。

Q.登校許可書、解除証明は必要ですか？

A.コロナ、インフルエンザともに医療機関や保健所等からの証明は不要です。ただし、学校への連絡はお願いします。
お休み開始日、解除予定日をお知らせください。
また、学校所定の用紙 ※お知らせと同時に添付しております「欠席期間の報告書」をご提出ください。
尚、罹患状況を判断するための検査結果待ちによる欠席については、「欠席期間の報告書」の提出は不要です。

Q.症状が長引いています。症状が治まるまでは出席停止の扱いになりますか？

A.インフルエンザは5日以上 7 日以内、コロナは 7 日以上 10 日以内の欠席であれば「欠席期間の報告書」のご提出のみで出席停止扱いになりますが、この期間をはずれる場合の欠席日数の場合は医療機関を受診いただき、医療機関の指示に従っていただくことになります。医療機関の指示に従って、学校は出席停止扱いになるかどうかを判断させていただきます。

Q.マスクの着用について規制が緩和されましたが、学校ではどのような扱いになりますか？

A. 屋外や人と人との距離が十分確保できる場所でのマスク着用について、「原則不要」と政府から発表がありましたが、学校生活におきましては、人と人との距離が十分確保できているかどうかの判断は教員が行い、教員の指導の元、マスク着脱をしてもらいます。積極的にマスクをはずしても良い場面としては、息があがるような運動を伴う活動時（主に保健体育の授業、部活動など）、食事を摂る時（黙食を徹底します）になります。また、登下校時についても、屋外でひとりの時以外はマスクを着用してください。

Q. 濃厚接触者の考え方をもう一度教えてください

A. 濃厚接触者については、コロナ感染症のみに適応されます。同居家族にコロナ陽性者がいる場合、または陽性者との接触に際し、感染症対策が不十分だった場合に「濃厚接触者」として、自宅待機が必要になります。
（3 日～5 日）出席停止扱いになります。※「欠席期間の報告書」の提出をお願いします。
尚、インフルエンザには濃厚接触者としての考え方がありませんので、家族にインフルエンザ罹患者がいても、家族は登校、出勤可能です。お休みする必要はありません。お休みしても出席停止扱いにはなりません。